

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 196 条
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 45 条
- (3) 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）第 32 条
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 6 条
- (5) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 95 条
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 113 条
- (7) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 112 条
- (8) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 104 条
- (9) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 87 条
- (10) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）第 26 条
- (11) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 27 条
- (12) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 25
- (13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 34 条
- (14) 小規模企業共済法（昭和 40 年法律第 102 号）第 30 条
- (15) 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 66 条
- (16) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 143 条
- (17) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 75 条
- (18) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）
第 19 条
- (19) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 136 条
- (20) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 48 条
- (21) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 13 年法律第 101 号）附則第 16 条第 1 項の規定によりなお効力を有するとされる同法第 1 条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和 33 年法律第 99 号）
第 78 条
- (22) 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 59 条
- (23) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）第 26 条
- (24) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 83 条
- (25) 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成 18 年法律第 87 号）第 33 条
- (26) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号）第
61 条
- (27) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成 20 年法律第 80 号）
第 16 条
- (28) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法
律第 14 号）第 25 条
- (29) ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）第 25 条
- (30) 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和 3 年法律第 74 号）第
17 条